

選挙人名簿登録証明書

選挙人名簿に記載
されている住所
氏名
上記の者は、選挙人名簿に登録されていることを証明する。
何年何月何日交付
都(何道府県)何郡(市)(区)何町(村)
選挙管理委員会委員長 氏名 印

選挙	選挙期日	令第53条又は第54条の規定による投票用紙の交付	令第59条の6、第59条の6の3又は第59条の6の4の規定による投票送信用紙の交付		不在者投票用紙の返還	投票送信用紙の返還	通常の投票
			船長に対する交付	船員に対する交付			
何選挙	何年何月何日	何県何郡(市)(区)何町(村)交付	何県何郡(市)(区)何町(村)交付	交付	受領	受領 選挙管理委員会 委員長印	交付

備考
1 この証明書の有効期限は、交付の日から7年とする。
2 船員でなくなった場合等、令第18条第3項に規定する場合に該当するに至ったときは、この証明書を直ちに交付を受けた市町村の選挙管理委員会に返さなければならない。

備考

1 用紙はなるべく上質の厚紙を用いなければならない。

2 令第35条第2項の規定により記入する場合には、「通常の投票」欄に「交付」と記入するものとする。

3 令第53条又は第54条の規定により記入する場合には、「令第53条又は第54条の規定による投票用紙の交付」欄に「交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。

4 令第59条の6第4項の規定により記入する場合には、「船長に対する交付」欄に「交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。

5 令第59条の6の3第3項の規定により記入する場合には、「船員に対する交付」欄に「交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。

6 令第59条の6第16項の規定又は令第59条の6の3第13項の規定により記入する場合には、「投票送信用紙の返還」欄に「受領」と記入するとともに、当該選挙管理委員会委員長の印を押さなければならない。

7 南極調査員について

①令第35条第3項の規定により記入する場合には、「通常の投票」欄に「交付」と記載するものとする。

②令第59条の8第3項において準用する令第59条の6第4項の規定により記入する場合には、「船長に対する交付」欄に「隊長への交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。

③令第59条の8第3項において準用する令第59条の6第16項の規定により記入する場合には、「投票送信用紙の返還」欄に「受領」と記入するとともに、当該選挙管理委員会委員長の印を押さなければならない。